

第4次島本町地域福祉活動計画

令和5(2023)年3月

社会福祉法人 島本町社会福祉協議会

目次

第1章 計画策定の背景と考え方

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2

第2章 地域福祉活動の現状

1 島本町の現状	3
2 島本町社会福祉協議会の事業	5
3 地区福祉委員会の活動（小地域ネットワーク活動）	8
4 アンケート調査の結果	11
5 第3次計画の進捗状況と課題	19
6 年次計画の実施状況	21

第3章 第4次計画の基本目標と体系

1 基本理念	24
2 基本目標	25
3 計画の体系	26
4 計画の展開	27

◆ 地域福祉活動できたかな?! チェックリスト	35
◆ 第4次島本町地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱	37
◆ 第4次島本町地域福祉活動計画 策定委員名簿	38
◆ 第4次島本町地域福祉活動計画策定委員会 開催経過	39
◆ 用語説明	40

第1章 計画策定の背景と考え方

少子高齢化の進行、住民同士のつながりの希薄化、生活様式の多様化など、社会情勢は大きく変化しています。これらの変化を受けて、地域では孤独死、社会的孤立、ひきこもり、児童虐待、DVなどの問題に加え、8050問題、ヤングケアラーなど個人や世帯が抱える問題が複雑化・多様化するとともに、制度の狭間にあって既存の支援制度では十分な支援が届かない問題などが顕在化しています。また、少子高齢化により、多くの地域では担い手の減少を招き、地域の活力や存続までも脅かす問題となっています。このようなことから、地域や世帯などの生活の様々な場において、支えあいの基盤が弱まってきており、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことにより問題が深刻化しているケースが増えています。

一方、島本町では新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長引く中においても、地域住民が孤立や不安を抱えないように、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が作成した「社協からのニュースレター」の配布や福祉委員による「あんしんコール」等、人と人がつながり続けるための取り組みを行ってきました。

今後も島本町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域に暮らすすべての人々が、性別や年齢、障害の有無、ライフスタイルの違いなどを超えて、理解しあい、共に支えあいながら、安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

1. 計画策定の背景

地域福祉活動計画は「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画である」と定義されています。その特徴は、①福祉活動を行う地域住民やボランティア団体、NPO等の民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心にした民間活動の自主的な行動計画であること、②地域住民の立場から多様な民間団体や地域住民の参加・協働を促進して、様々な福祉活動を計画化するところに独自性があることです。

社会福祉協議会は、その本来の役割に「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」が挙げられていることから（社会福祉法第109条）、地域福祉活動計画策定についても、多様な「民」の活動を主体的に担う住民・関係団体・事業者等のさまざまな思いを持ち寄り、お互いに協力しあいながら力を高めていき、みんなが協働していく場（＝「地域プラットフォーム」）を作っていくことが求められています。

2. 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める行政計画です。島本町では平成31年3月に「第4期島本町地域福祉計画(以下、町計画という。)」を策定されました。

また、地域福祉活動計画は、町計画と同じく、「人びとの個性輝く、ふれあい豊かなやさしい地域づくり」を基本理念とし、これを実現するため、地域の人たちが地域の問題を自分たちの課題としてとらえ、事業者や行政など、さまざまな機関と連携して、解決に取り組んでいくことを基本とします。

3. 計画の期間

本計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて必要な見直しを行うこととします。

策定回数	名称	計画期間
1	島本町地域福祉活動計画	平成18年度～平成20年度(3年間)
2	第2次島本町地域福祉活動計画	平成23年度～平成25年度(3年間)
3	第3次島本町地域福祉活動計画	平成28年度～令和2年度(5年間)

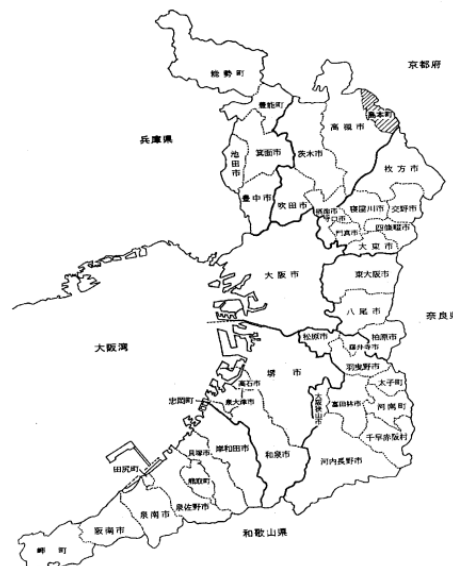
第2章 地域福祉活動の現状と課題

1. 島本町の現状

大阪府の北東部にあり、木津川・宇治川・桂川が合流する淀川右岸に位置し、全体の約7割を山岳丘陵地が占め、丹波山地先端の天王山南側の平坦地に市街地を構成しています。

東は淀川を隔て、枚方市、京都府八幡市と対し、南および西は高槻市、北は京都市および京都府長岡京市、大山崎町に隣接。狭い平坦地には、国道171号、東海道新幹線、阪急京都線、JR東海道本線、名神高速道路の主要幹線が通っています。

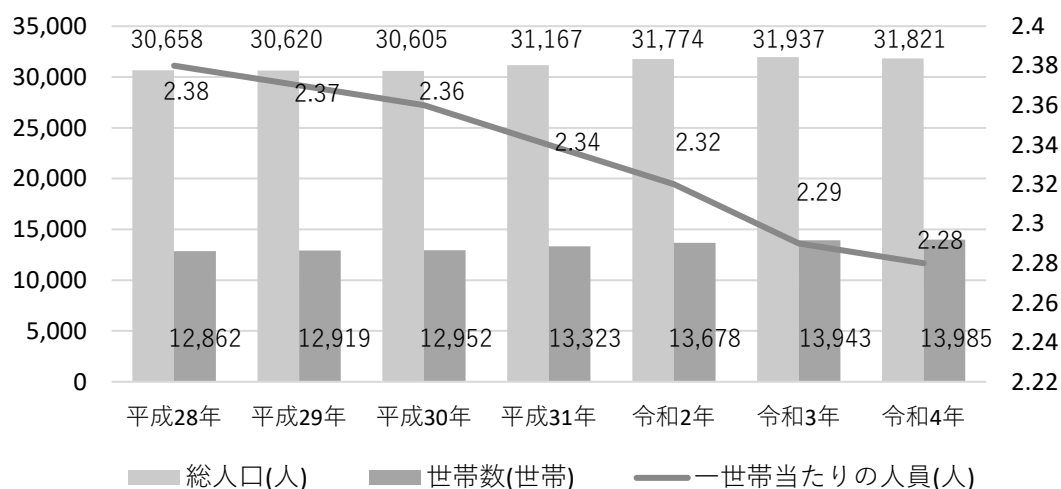
風光明媚で豊かな自然を残しながらも、大阪市と京都市のほぼ中間に位置して交通の利便性が高く、良好な居住環境を持つ住宅都市として発展しています。



(1) 総人口と世帯数、一世帯当たりの人員の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口(人)	30,658	30,620	30,605	31,167	31,774	31,937	31,821
世帯数(世帯)	12,862	12,919	12,952	13,323	13,678	13,943	13,985
一世帯当たりの人員(人)	2.38	2.37	2.36	2.34	2.32	2.29	2.28

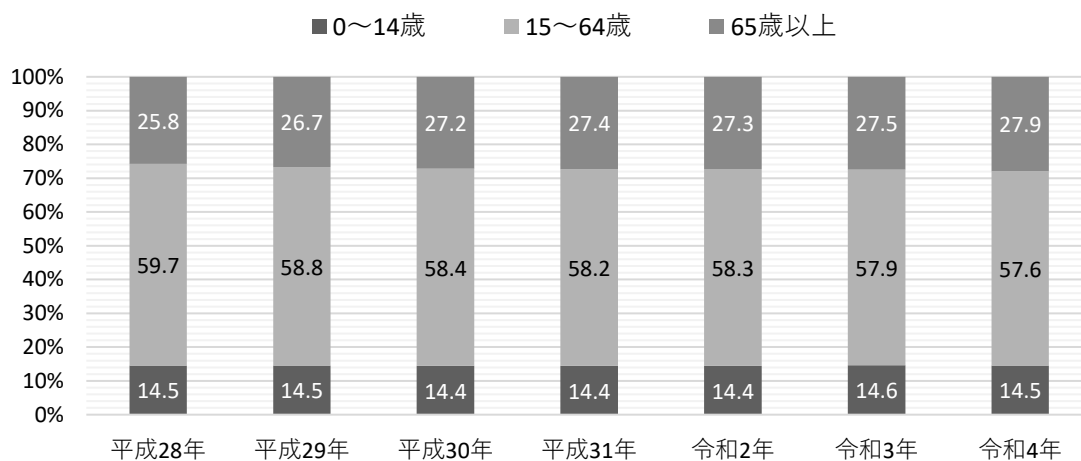
(各年3月末時点)



(2)年齢3区分別人口の推移

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
0～14 歳	4,448	4,430	4,413	4,485	4,594	4,672	4,627
15～64 歳	18,295	18,019	17,877	18,152	18,518	18,478	18,317
65 歳以上	7,915	8,171	8,315	8,530	8,662	8,787	8,877

(各年 3 月末時点)



2. 島本町社会福祉協議会の事業

(1) ボランティアセンター事業

ボランティアセンターでは、ボランティアセンター運営委員会を設置し、ボランティアに関わる以下の事業を行っています。

① ボランティア登録

◆令和3年度実績：ボランティア保険の受付件数 活動保険1,124人
行事保険1,632人

② ボランティア依頼

◆令和3年度実績：相談46件、派遣46回、延べ93人派遣

③ ボランティアに関する情報

講座の開催案内やボランティア募集・活動紹介を、社協広報紙や社協ホームページ、町広報紙に掲載しています。また、社協事務局では、ボランティア関連の情報誌や町内外のボランティア養成講座の開催案内、各種助成金の案内を閲覧できます。ボランティア登録者は、運営委員会発行の「ボランティアだより」でボランティアセンターや登録ボランティアの活躍の情報を得ることができます。

④ ボランティア講座

ボランティア初心者のための各種養成講座や入門講座を、また、すでに活動しているボランティア登録者のためのスキルアップ講座などを開催しています。

◆令和3年度実績：8講座 延べ207人参加

⑤ 登録ボランティア

◆令和3年度：個人ボランティア69人
ボランティアグループ16グループ326人

(2) 心配ごと・法律相談事業

法律相談から日常の心配ごとや悩み相談まで、弁護士、司法書士および民生委員児童委員による相談事業を実施しています。

◆令和3年度実績：心配ごと相談 開催24日、相談5件
法律相談 開催46日、相談188件

(3) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障害者、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行っています。

① 生活福祉資金事業

◆令和3年度実績：相談136件、申請5件、決定5件

② 新型コロナウイルス感染症特例緊急小口資金及び総合支援資金

◆令和3年度実績：相談521件、申請140件、決定126件

(4) 日常生活自立支援事業(みまもーる)

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が自立した地域生活

を送れるよう、日常の金銭管理、福祉サービスの利用手続き、通帳等預かりを行っています。

◆令和3年度実績：利用者29人、専門員相談712件、支援員訪問678件

(5)コミュニティソーシャルワーカー配置事業

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、公的制度や福祉サービスを利用したくても、要件に該当しないため利用することができないなど、制度の狭間の問題を公民協働で解決しています。

◆令和3年度実績： 地域住民活動のコーディネート等396件
セーフティネット体制づくり40件
巡回ヘルパー派遣 延べ利用者36人、147回訪問

(6)生活困窮者自立相談支援事業(生活自立相談窓口)

生活や仕事などに困っている方からの相談を受け、相談者が自立した生活を送ることができるよう、相談者に寄り添いながら、個々の事情に応じた支援を行っています。

◆令和3年度実績：相談85件、プラン作成24件、支援延べ698人

(7)広報啓発事業

社協が取り組むさまざまな事業活動および福祉情報の発信・啓発を行っています。

①しまもと社協だより

◆令和3年度実績：年4回 各14,200部発行

②ホームページ、YouTube

社協の取り組みだけでなく、地区福祉委員会活動やボランティア情報など、さまざまな福祉情報を得ることができます。

◆令和3年度実績：ホームページ掲載記事 27件
YouTube「しまもと社協チャンネル」 37動画

(8)生活支援体制整備事業(ささえ愛ネットワーク)

高齢者等の社会参加及び生活支援・介護予防を図るため、住民同士のつながりを後押しし、高齢者の社会的孤立を生まない地域づくりを進め、支援の担い手やサービスの開発を行なっています。

◆令和3年度：ささえ愛ネットワーク構成団体 14団体

(9)介護保険 居宅介護支援事業

介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護保険制度の利用を支援します。

◆令和3年度実績：ケアプラン作成386件、認定調査22件

(10)社協ヘルプサービス

①障害福祉サービス

身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者にホームヘルプサービスとガイドヘルプサービスを提供しています。

◆令和3年度実績：ホームヘルプ 派遣2,595件、2,689時間5分
ガイドヘルプ 派遣332件、487時間

②通学通所支援者派遣事業

障害者（児）で、単独での通学通所が困難な方を支援します。

◆令和3年度実績：利用者15人、派遣回数43件

③産前・産後ヘルパー派遣事業

妊娠中や出産後の体調不良で家事や育児を行うことが困難で、親族の支援が受けられない方を支援します。

◆令和3年度実績：派遣回数258件、471時間55分

(11)安心安全ネットワーク事業(いまどこネット)

高齢者や障害者、子ども等が行方不明になったとき、いち早く発見につながるようサポートします。

◆令和3年度実績：依頼2件

(12)住民支え合い生活援助事業(たのむ和)

高齢者のちょっとした困りごとに対応する有償活動です。

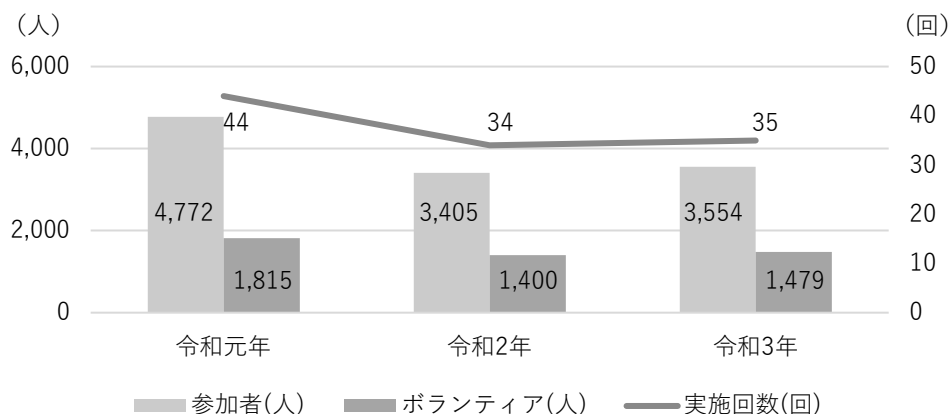
◆令和3年度実績：サポーター会員23人、利用会員22人、派遣194回

3. 地区福祉委員会の活動(小地域ネットワーク活動)

(1) 配食サービス

福祉委員やボランティアが、高齢者・障害者に昼食をお届けし、定期的に訪問することで見守りや安否確認を行っています。

◆実績

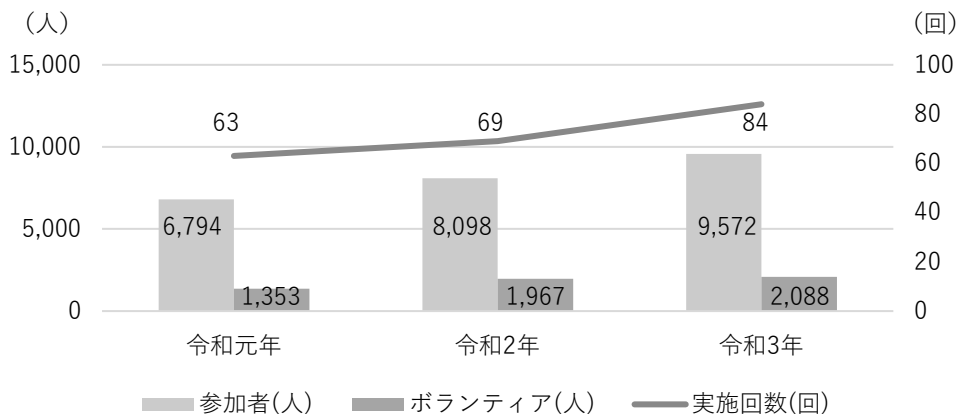


※令和2年・3年はコロナ禍で減少

(2) 見守り訪問活動

配食サービスに伴う事前訪問、「社協からのニュースレター」配布、あんしんコールなど福祉委員等による見守り活動を行っています。

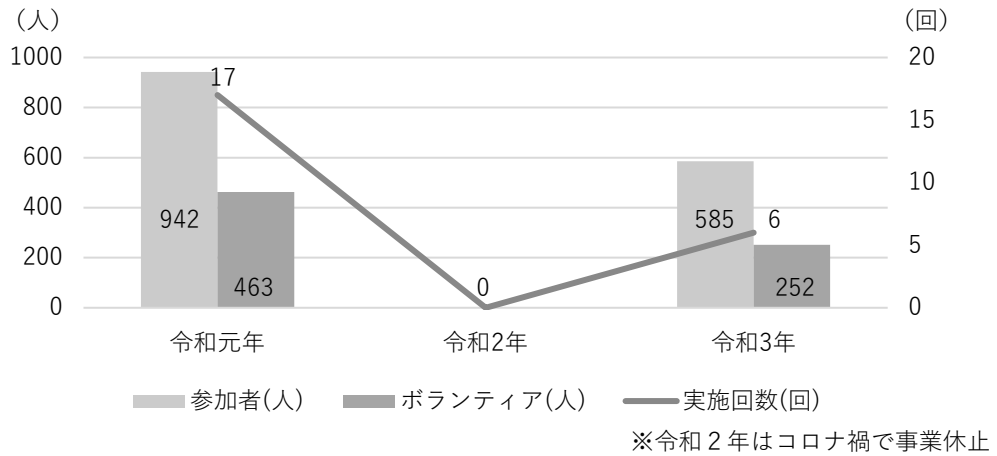
◆実績



(3)世代間交流事業

住民同士が顔を合わせる機会をつくり、支え合いのきっかけづくりになっています。

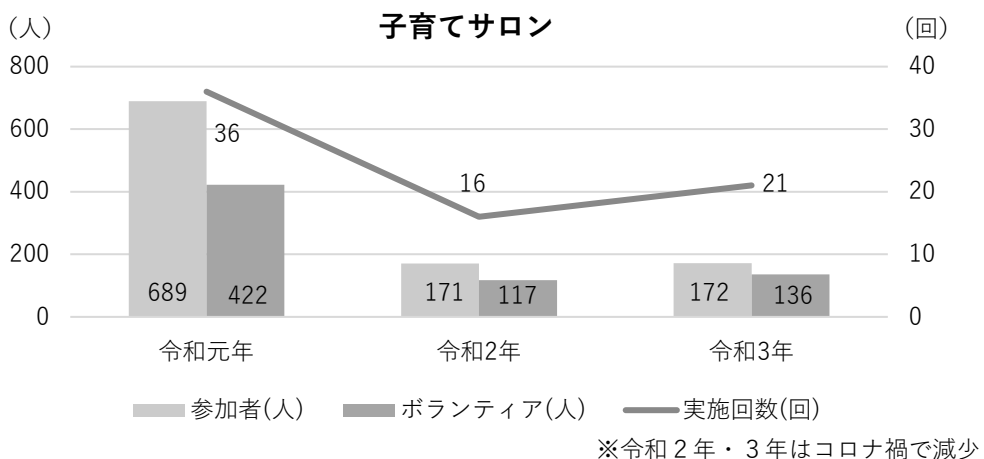
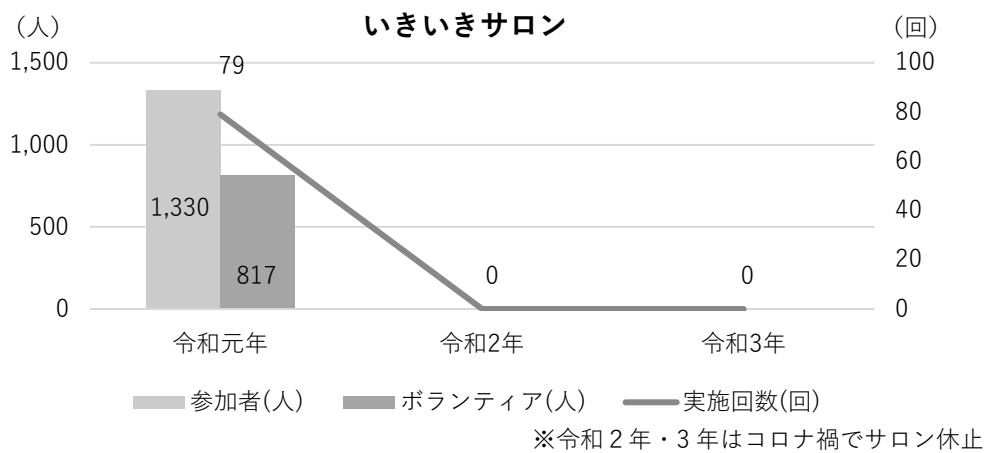
◆実績



(4)いきいきサロン・子育てサロン

サロンへの参加で、閉じこもり（社会的孤立）防止と仲間づくりができます。

◆実績

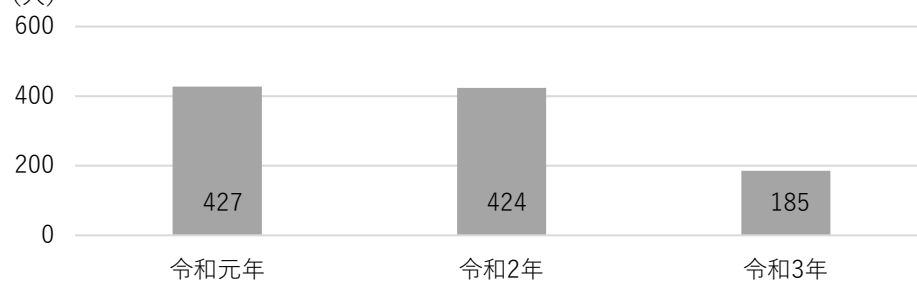


(5)安心キット配布事業

万一の時に備えて、配食サービス利用者に、あるいは町の安心ボトルを持っていない高齢者に安心キットを配布しています。

◆実績

(人)



※令和3年はコロナ禍で減少

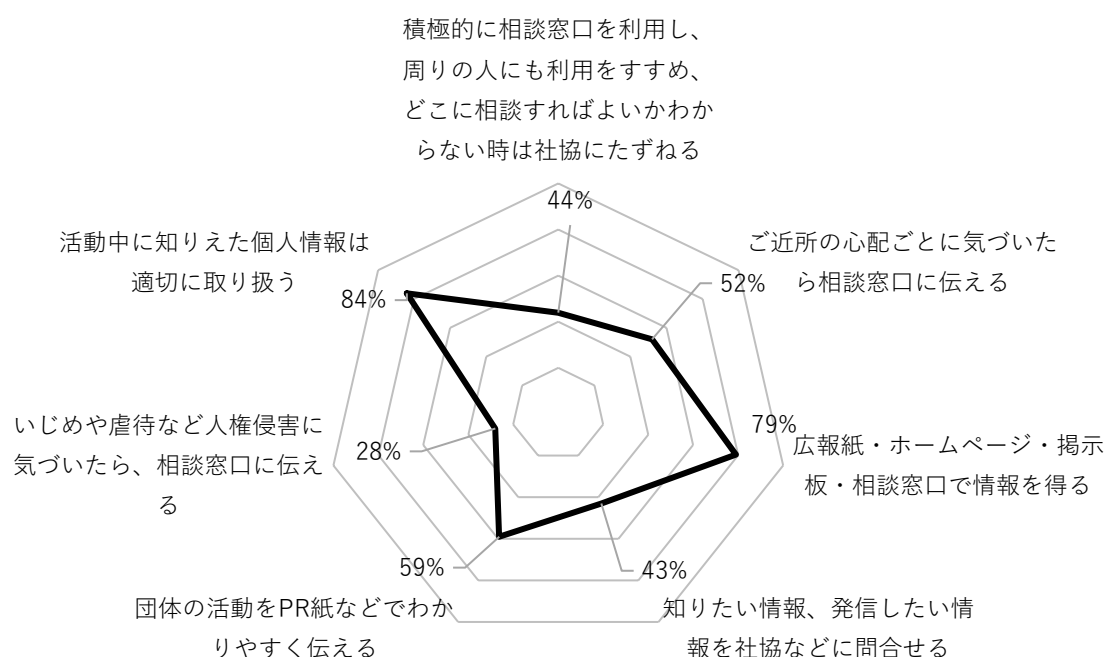
4. アンケート調査の結果

住民の地域福祉活動や地域福祉への意識を把握するために、地区福祉委員を対象にアンケート調査を実施しました。

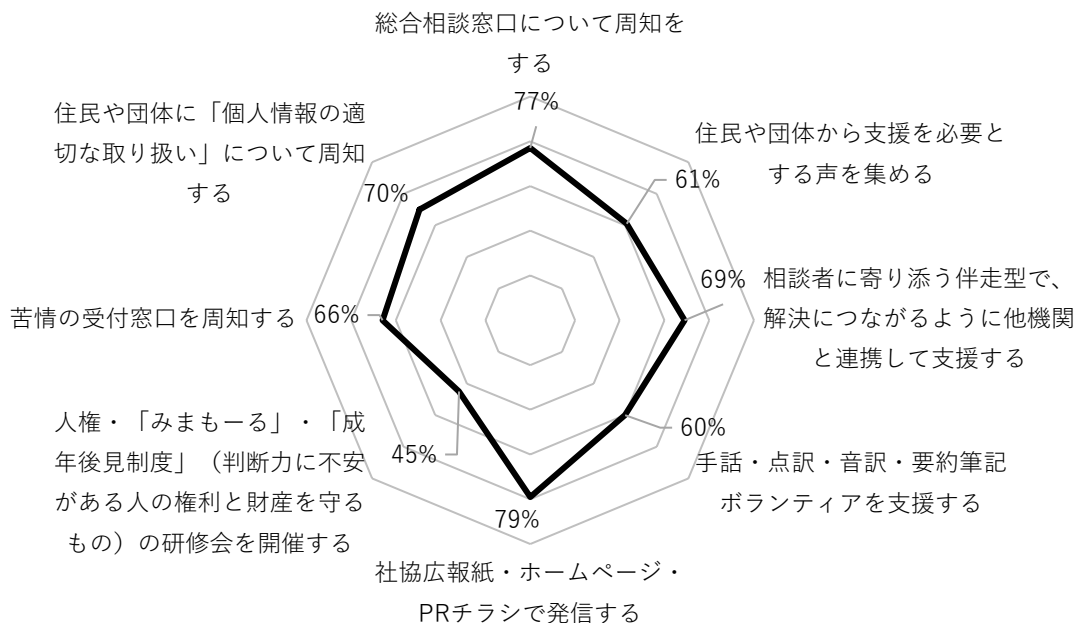
調査期間 令和4年10月15日（土）～11月1日（火）
 調査方法 調査票を委員に配布し、無記名自記式で回答提出
 回答数 81件

I. 「情報を共有する」ために取り組むこと

		達成度
地域がやること	積極的に相談窓口を利用し、周りの人にも利用をすすめ、どこに相談すればよいかわからない時は社協にたずねる	44%
	ご近所の心配ごとに気づいたら相談窓口に伝える	52%
	広報紙・ホームページ・掲示板・相談窓口で情報を得る	79%
	知りたい情報、発信したい情報を社協などに問合せ	43%
	団体の活動をPR紙などでわかりやすく伝える	59%
	いじめや虐待など人権侵害に気づいたら、相談窓口に伝える	28%
	活動中に知りえた個人情報適切に取り扱う	84%

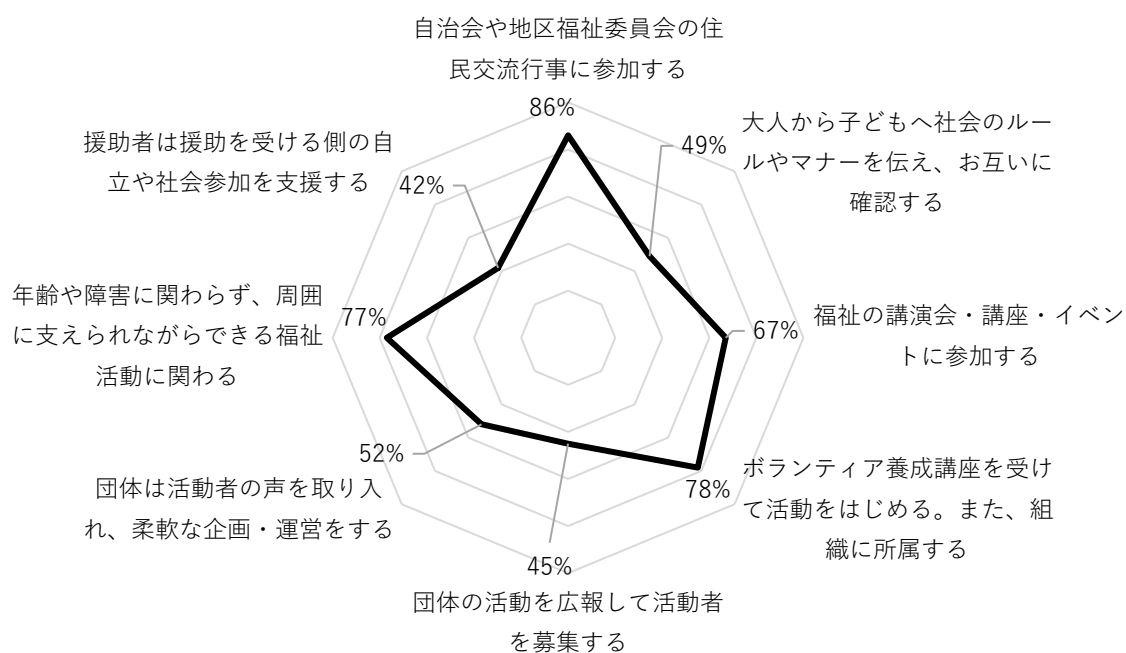


		達成度
社協がやること	総合相談窓口について周知をする	77%
	住民や団体から支援を必要とする声を集める	61%
	相談者に寄り添う伴走型で、解決につながるように他機関と連携して支援する	69%
	手話・点訳・音訳・要約筆記ボランティアを支援する	60%
	社協広報紙・ホームページ・PR チラシで発信する	79%
	人権・「みまもーる」・「成年後見制度」(判断力に不安がある人の権利と財産を守るもの)の研修会を開催する	45%
	苦情の受付窓口を周知する	66%
	住民や団体に「個人情報の適切な取り扱い」について周知する	70%



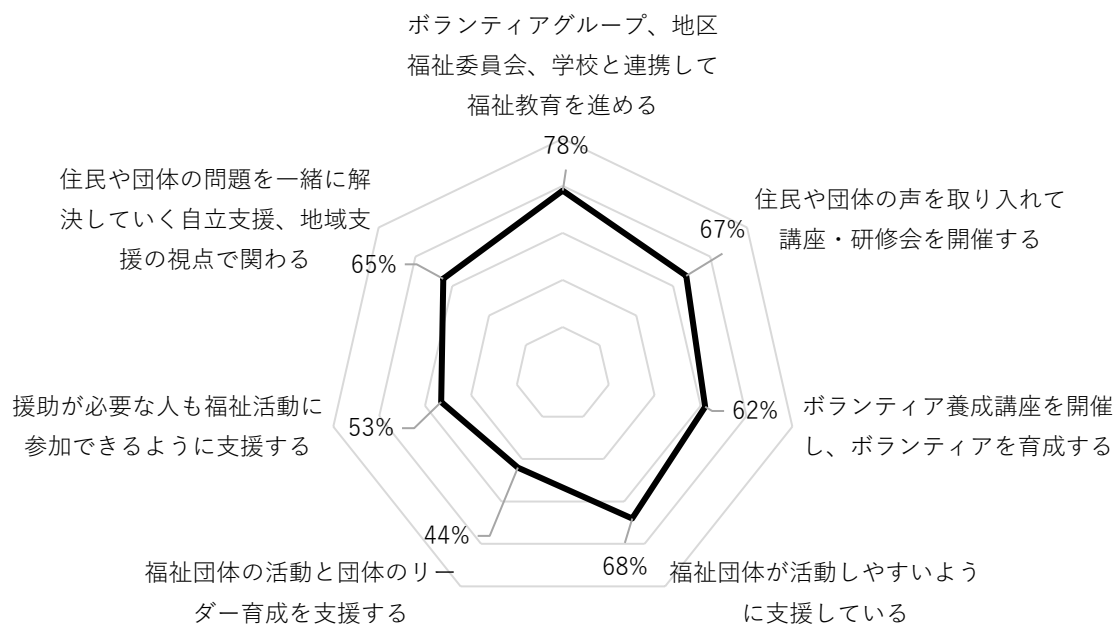
Ⅱ.「たくさんの人が参加する」ために取り組むこと

	達成度	
地域がやること	自治会や地区福祉委員会の住民交流行事に参加する	86%
	大人から子どもへ社会のルールやマナーを伝え、お互いに確認する	49%
	福祉の講演会・講座・イベントに参加する	67%
	ボランティア養成講座を受けて活動をはじめ。また、組織に所属する	78%
	団体の活動を広報して活動者を募集する	45%
	団体は活動者の声を取り入れ、柔軟な企画・運営をする	52%
	年齢や障害に関わらず、周囲に支えられながらできる福祉活動に関わる	77%
	援助者は援助を受ける側の自立や社会参加を支援する	42%



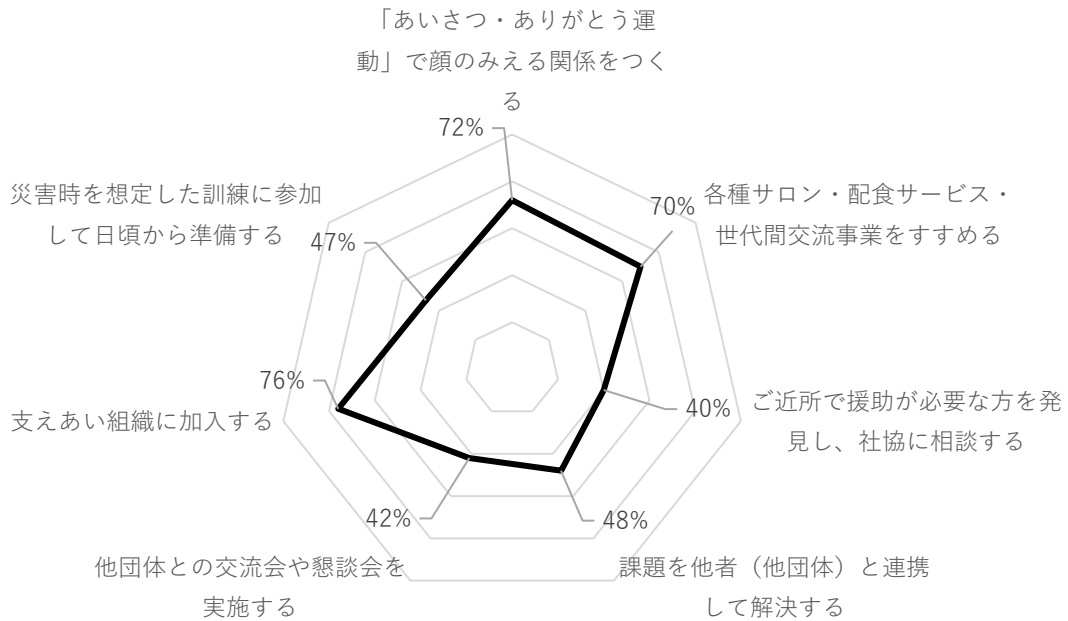
達成度

社協がやめじ	ボランティアグループ、地区福祉委員会、学校と連携して福祉教育を進める	78%
	住民や団体の声を取り入れて講座・研修会を開催する	67%
	ボランティア養成講座を開催し、ボランティアを育成する	62%
	福祉団体が活動しやすいように支援している	68%
	福祉団体の活動と団体のリーダー育成を支援する	44%
	援助が必要な人も福祉活動に参加できるように支援する	53%
	住民や団体の問題を一緒に解決していく自立支援、地域支援の視点で関わる	65%

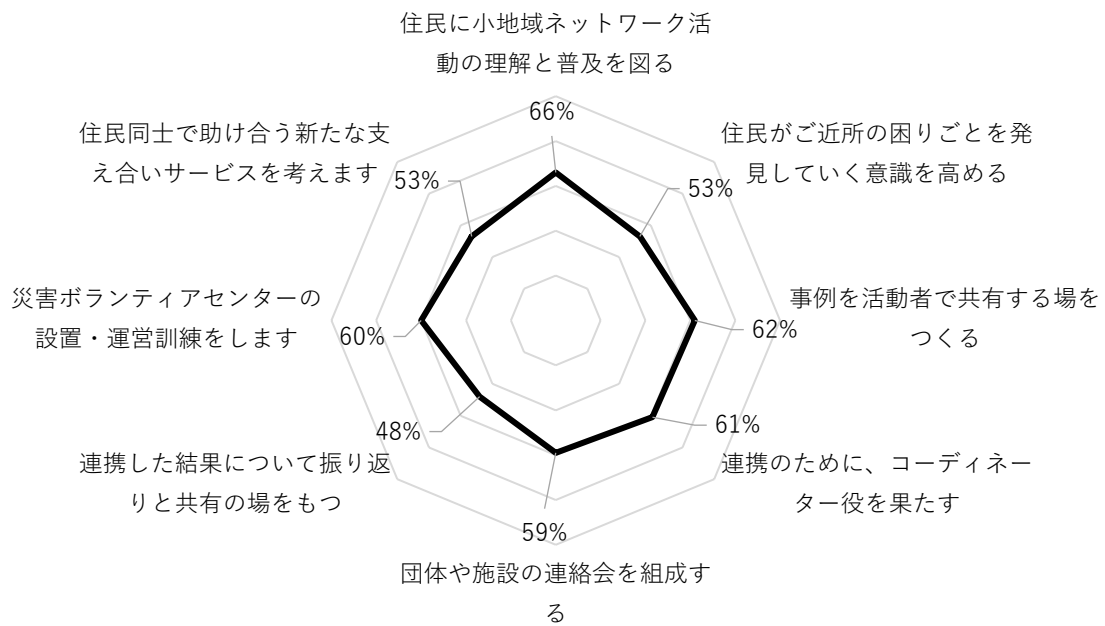


Ⅲ.「もっと連携する」ために取り組むこと

		達成度
地域がやねん	「あいさつ・ありがとう運動」で顔のみえる関係をつくる	72%
	各種サロン・配食サービス・世代間交流事業をすすめる	70%
	ご近所で援助が必要な方を発見し、社協に相談する	40%
	課題を他者(他団体)と連携して解決する	48%
	他団体との交流会や懇談会を実施する	42%
	支えあい組織に加入する	76%
	災害時を想定した訓練に参加して日頃から準備する	47%



		達成度
社協がやること	住民に小地域ネットワーク活動の理解と普及を図る	66%
	住民がご近所の困りごとを発見していく意識を高める	53%
	事例を活動者で共有する場をつくる	62%
	連携のために、コーディネーター役を果たす	61%
	団体や施設の連絡会を組成する	59%
	連携した結果について振り返りと共有の場をもつ	48%
	災害ボランティアセンターの設置・運営訓練をします	60%
	住民同士で助け合う新たな支え合いサービスを考えます	53%



「地区福祉委員活動に関するアンケート調査」結果から本計画策定に関わるニーズを抽出しました。

ニーズ1 身近な場所で、気軽に安心して相談できる窓口
悩みを抱えている人を訪問して相談を聞く体制

アンケートの声

- ・困っている人と支援できる人（団体）の把握、そしてそれを繋げる役割が大事
- ・これからも広い窓口で、いろいろ相談に乗ってほしい
- ・困った時は社協に相談でき、丁寧に一緒に考えてくれるのが何よりの安心
- ・社協が地域に出かけて、住民の意見を聞く場をつくってほしい
- ・福祉委員と住民の関わりを積極的に行うことが大事

ニーズ2 地域福祉に関する情報を手に入れたい
住民や福祉団体が情報を提供したい

アンケートの声

- ・社協をもっと周知してほしい
- ・地域福祉活動をもっとPRしてほしい
- ・問題の発見と解決には情報収集が大切

ニーズ3 新たな活動者の発掘とリーダー育成

アンケートの声

- ・福祉委員の高齢化に対策を講じていく必要がある
- ・活動の担い手が高齢化しているので団体の存続が心配
- ・新たな担い手が増えない
- ・福祉委員やボランティア活動に若い世代が参加していない
- ・いろんな活動を行うにあたり、若い力が大いに必要
- ・福祉活動を続けていくために、活動者の募集と育成に重点を置く必要がある
- ・長期間福祉委員を続けてもらうための教育が大切
- ・多様な人材を集める企画で、福祉委員活動にかかわる人材のすそ野を広げてほしい
- ・後任のリーダー育成が必要

ニーズ4 継続した地域活動への参加

アンケートの声

- 年齢的にしんどくなってきたが、少しでも何か役に立ちたいと思っている
- 自治会選出の福祉委員は一年任期だが、引き続き活動してほしい
- 一人暮らしの老人が多くなり、助け合う事が少しでもできれば良い
- 必要とされるならば活動したい
- 今の自分にできる範囲で協力していきたい

ニーズ5 ご近所のつながり

さまざまな福祉団体との連携・情報共有

アンケートの声

- 行事やサービスの声かけをしても、なかなか頼ってもらえない
- 子どもが社会ルールを守れていない
- 支援の必要な方に社会貢献の手助けは必要だが、本人の意志が確認できない
- アプローチの方法がわからない
- 第三地区は、島本駅周辺の開発によって繋がりづくりの課題がある
- 一人ひとりが活動に参加し、他団体と連携できる良い方法を知りたい
- 地区の民生委員と連携を積極的にすべき
- 課題を持つ人を救いきれていないので、行政や他団体との連携は必要
- 相談の内容によるが面識のない職員には相談しにくい
- 社協へ相談に行くよう勧めても、相談には行っていないと感じている

ニーズ6 新たな活動への取り組み

アンケートの声

- 地区福祉活動に参加できるのは元気な年長者だけなので、身体的に参加できない状態の人でもネットでつながる方法等、積極的にスマホ講習会を支援してほしい
- 誰もが出たり入ったり、気軽にできる部屋があれば、住民も利用しやすい
- 足腰が悪いので、できる事のみ活動している
- コロナ禍で感染対策を講じながらパターゴルフ、バスツアー、ハイキングなどの行事ができたことはとても良かった。ウィズコロナで、配食サービス、子育てサロンも続行できて良かった

5. 第3次計画の進捗状況と課題

(1)基本目標1 情報を共有する

主な取組み

- 社協は住民や団体がなんでも安心して相談できる窓口について周知する。
- 住民や団体は自分やご近所の心配ごとを積極的に相談する。
- 福祉に関するわかりやすい情報を、だれもが受け取れるように様々な媒体でやり取りする。
- 住民や団体が簡単に情報を発信できるようにする。
- 個人のプライバシーが守られ、人権が尊重される地域づくりをすすめる。

取組みにおける課題

- 広報紙で総合相談を周知しているが、「積極的に相談機関を利用し、周りの人にも利用をすすめている」(44%)、「知りたい情報、発信したい情報を社協などに問合せる」(43%)であることから、相談窓口の継続的な啓発が必要である。
- 「いじめや虐待など人権侵害に気づいたら相談窓口に伝えている」(28%)は最も達成度が低かった。日常生活自立支援事業(みまもーる)および後見制度を住民や福祉関係機関に周知する必要がある。

(2)基本目標2 たくさんの人が参加する

主な取組み

- あらゆる世代の住民を対象に、地域での連帯感や困ったときにSOSを発する勇気や、思いやりの心を育む福祉教育をすすめる。
- 地域福祉活動や安心して安全な暮らしに役立つ知識を学べる機会を増やす。
- あらゆる世代の住民を対象に、福祉活動に携わる人材を開拓する。
- 活動者を育成し、団体を支援する。
- 誰もが入りやすく、活動しやすく、意見を言いやすい、やりがいを感じられる組織づくりをする。
- 加齢による病気や障害などによって誰かに支えられて暮らす方も、住み慣れた地域に関わりを持ち、社会参加できるように支援する。

取組みにおける課題

- 「援助者は援助を受ける側の自立や社会参加を支援する」(42%)、「団体の活動を広報して活動者を募集する」(45%)は、令和2年度から続くコロナ禍で社会参加する機会や場がなかったことから実施できなかったと考えられる。
- 各種ボランティア養成講座やスキルアップ講座を開催しているが「福祉団体の活動と団体のリーダー育成を支援する」(44%)であることから継続的な開催が必要である。

(3)基本目標3 もっと連携する

主な取組み

- 地区福祉委員会を中心に、サロンや配食サービス、世代間交流事業を通して、人と人との結びつきを強め、地域の福祉ニーズの早期発見を進める。
- 地域福祉をすすめるために、みんなが協働する意識を持つ。
- 社協は住民・団体・施設・行政がつながって協働する場所になる。
- 災害などの緊急時のために、日頃から頼れるご近所をつくっておく。
- 日常生活の些細な用事を住民同士で助け合えるように新たなしくみをつくる。

取組みにおける課題

- 「ご近所で援助が必要な人を発見し、社協に相談している」(40%)が半数を下回っていることから、住民に小地域ネットワーク活動の理解と普及を図るための継続的な啓発が必要である。
- 「他団体との交流会や懇談会を実施する」(42%)は、令和2年度から続くコロナ禍で社会参加する機会や場がなかったことから実施できなかったと考えられる。

6. 年次計画(平成28年度～令和2年度)の実施状況

第3次計画における社協の年次計画の実施状況は以下のとおりです。

(1)基本目標1 情報を共有する

	取り組み内容	現状
総合相談窓口	社協の総合相談窓口を周知するために、総合相談 PR チラシを作成	社協広報紙のリニューアルを機に、毎号「社協総合相談」を掲載して周知している。
	医療機関・福祉施設・金融機関・不動産業・商店・教育機関・行政に総合相談チラシで紹介	商店・小中学校・行政に社協広報紙を配布して「社協総合相談」を紹介している。
	生活自立相談窓口の周知	毎年 PR チラシを全戸配布するとともに、町と社協の広報紙で定期的に周知している。
	相談窓口職員内部研修	消費者相談、アンガーマネジメント、ペップトーク等のテーマで年1回実施している。
コミュニケーション支援	音訳・手話・点訳・PC 要約筆記 V の必要機材の充実	助成金を活用して、各ボランティアグループに必要な機材を購入した。
	音訳の情報提供先の拡大	H28年に社協広報紙で音訳希望者を募ったが、反響がなかった。
	広報やまぶき(6回)・地区福祉委員会広報紙(各地区2回)作成、ホームページの更新、住民発信の福祉情報掲載を検討	社協広報紙は H29年に「しまもと社協だより」(年4回発行)へ、ホームページは H30年にリニューアルし、地区福祉委員会の活動情報を掲載している。
	住民と双方向でやり取りできる web 媒体	ホームページにメールフォームを作り、住民からのメールを受けている。
	広報やまぶき、V だより、ホームページで地区福祉委員会・V 活動の情報発信	社協広報紙では地区福祉委員会とボランティアの情報を固定ページにして発信している。
人権の尊重	人権侵害の通報・相談先を周知	社協広報紙で周知している。
	苦情解決、第三者委員の役割を住民に周知	社協広報紙で周知している。
	みまもーる事業および後見制度を住民・福祉関係機関に周知	社協広報紙に掲載するほか、関係機関や団体の研修会等で事業の説明を行っている。市民後見・法人後見は検討の結果、実施していない。

V は「ボランティア」の略

(2)基本目標2 たくさんの人が参加する

	取り組み内容	現状
福祉教育	小中学校対象の福祉体験学習説明会	「学童・生徒の福祉教育・V 活動推進事業」で毎年意見交換会(年1回)を実施している。
	小中学校の福祉体験授業協力(各校1回)	中学校2校、小学校2校から依頼があって協力している。
	子ども版福祉広報紙作成	社協広報紙で企画・募集したが応募がなかったため実施できていない。
	社協職員の出前講座	福祉団体、施設、学校等で実施している。
活動者や団体の育成・支援	各種 V 養成講座、スキルアップ講座、衛生管理講習会の開催(H26実績13講座)	毎年実施している。(R3実績8講座)
	福祉委員対象小ネットリーダー研修参加	毎年1回参加している。
	福祉委員・V 対象リーダーファシリテーション講座開催	H28年に地区福祉委員の役員候補者を対象に実施した。
	地区福祉委員の情報交換交流開催(いきいきサロン、子育てサロン、配食サービス、世代間交流)	社協広報紙の企画(各地区担当者の対談)の中で情報交換を行った。
	地区福祉委員会の活動紹介・募集チラシ作成(総合相談 PR チラシと両面印刷)	社協広報紙に地区福祉委員会の活動を紹介するページを設けている。
	V センター活動発表会	ボランティアの活動発表と体験の場を設けるためにH29年度から年1回ボランティアフェスティバルを開催している。
	V 団体助成金の配分の変更	ボランティアグループ代表者会議で検討して要項の見直しを図った。
自立支援と社会参加	福祉機器・車両貸出しを住民に周知、必要な V 派遣のコーディネート	社協広報紙で周知している。
	生活困窮者に食糧や一時金の支給	島本ライオンズクラブによる寄附で「おもいやり基金」を設置し、必要時には困窮者への食糧や就労準備に係る物品を支給している。
	V コーディネータースキルアップ研修参加	毎年参加している。
	生活困窮者自立支援事業職員スキルアップ研修参加	毎年参加している。
	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)スキルアップ研修参加	毎年参加している。

小ネットは「小地域ネットワーク活動」の略

(3)基本目標3 もっと連携する

	取り組み内容	現状
小地域ネットワーク活動	地区福祉委員会のいきいきサロン実施 H26 実績77回1,271人	R 元年度実績79回1,330人(コロナの影響により R 元年度2月から中止)
	地区福祉委員会の子育てサロン実施 H26 実績43回896人	R2年度実績16回171人(コロナの影響により実施回数減少)
	地区福祉委員会の配食実施 H26 実績56回8,235人	R2年度実績34回3,405人(コロナの影響により実施回数減少)
	地区福祉委員会の世代間交流事業実施 H26 実績29回2,499人	R 元年度実績17回942人(コロナの影響により R 元年度2月から中止)
	地区福祉委員会と各種団体との交流会実施 H26 実績9回305人	R 元年度実績6回202人(コロナの影響により R 元年度2月から中止)
	地区福祉委員会の研修会・交流会実施 H26 実績21回634人	R 元年度実績8回201人(コロナの影響により R 元年度2月から中止)
	安心キット配布事業の実施 H26 実績221世帯336人	R2年度実績424人
	福祉委員対象研修会実施	毎年2月に実施している。(迷い人捜索体験等)
	「あいさつ・ありがとう運動」の啓発	職員が率先して実施している。
	小ネット事例の活動紹介(各地区定例会)	地区担当者がコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の活動事例を紹介している。
つながり協働する場所	地域福祉活動計画の地区版を策定(福祉資源マップを各地区作成)	H29年度に第四地区、H30年度に第一地区、R2年度に第二地区、R3年度に第三地区が策定した。
	社会福祉施設地域貢献連絡会・訪問介護事業者連絡会への支援	定例会や研修会等の支援を行っている。
	島本町 V 情報センターとの連携、社協の V センターに機能を集約・再構築	機能が異なるため集約はしないが、情報の連携を目指して検討している。
支え合いのしくみづくり	災害 V センター運営訓練の実施	毎年6月に実施している。
	福祉に関わる団体が集まって共働できる福祉活動拠点づくり	生活支援体制整備事業で居場所づくりに取り組んでいる。
	安心安全ネットワーク検討(認知症・障害児者・子どもが行方不明時のメール等による連絡体制整備)	H30年に安心安全ネットワーク事業「いまどこネット」を開始した。
	住民支え合いサービス検討	H30年に住民支え合い生活支援事業「たのむ和」を開始し、毎年活動者の養成講座を開催している。

第3章 第4次計画の基本目標と体系

本計画では町計画と一体的な推進を図るため、町計画の基本理念および基本目標の実現に向けて、取り組みを具体化するための方策を示します。

1. 基本理念

町が第1期計画で設定した基本理念「人びとの個性輝く、ふれあい豊かなやさしい地域づくり」を第4期計画においても継承しているため、本計画も同じくこの理念を継承することとします。

人びとの個性輝く、ふれあい豊かなやさしい地域づくり

「人びとの個性輝く」という表現には、障害の有無・性別や年齢、生活状況等に関係なく、誰もが個性と人格を尊重し合いながら、その人が持つ能力や経験を最大限に活かし、共生する社会の実現を目指すという思いを込めています。

また、「ふれあい豊かなやさしい地域づくり」には、地域や近隣とふれあいながら、他の人の問題や地域の問題を自分のこととして捉え、互いに助け合い、連携・協力する関係を築くまちづくりを進めるという思いを込めています。

この基本理念を前提に、住民が互いの個性を尊重し合いながら、ふれあい、地域の多様な生活課題に気づき、その解決に向けて地域が一体となって取り組んでいくことができるまちづくりを目指していきます。

(「第4期島本町地域福祉計画」より)

2. 基本目標

町の第4期計画では、次の3つの基本目標が設定されており、本計画ではこれらを共通の目標とします。

基本目標1 一人ひとりがつながるまちづくり

島本町で暮らす、すべての人びとにとって住みよい地域をつくるために、性別や年齢、障害の有無に関わらず、個人の人権を尊重し、交流することで、互いに理解し合うことのできるまちづくりのための意識づくりを進めます。

- 施策
- 1 人権意識、福祉意識の向上
 - 2 交流とコミュニティ活動の推進

基本目標2 助け合い、支え合いが活発なまちづくり

多様化する福祉のニーズに対応するために、住民をはじめ、行政や機関・団体等が互いに連携しながら、誰もが助け合い、支え合う担い手づくりを進めます。

- 施策
- 1 地域で活躍する人材の確保・育成
 - 2 連携強化と小地域ネットワーク活動の推進

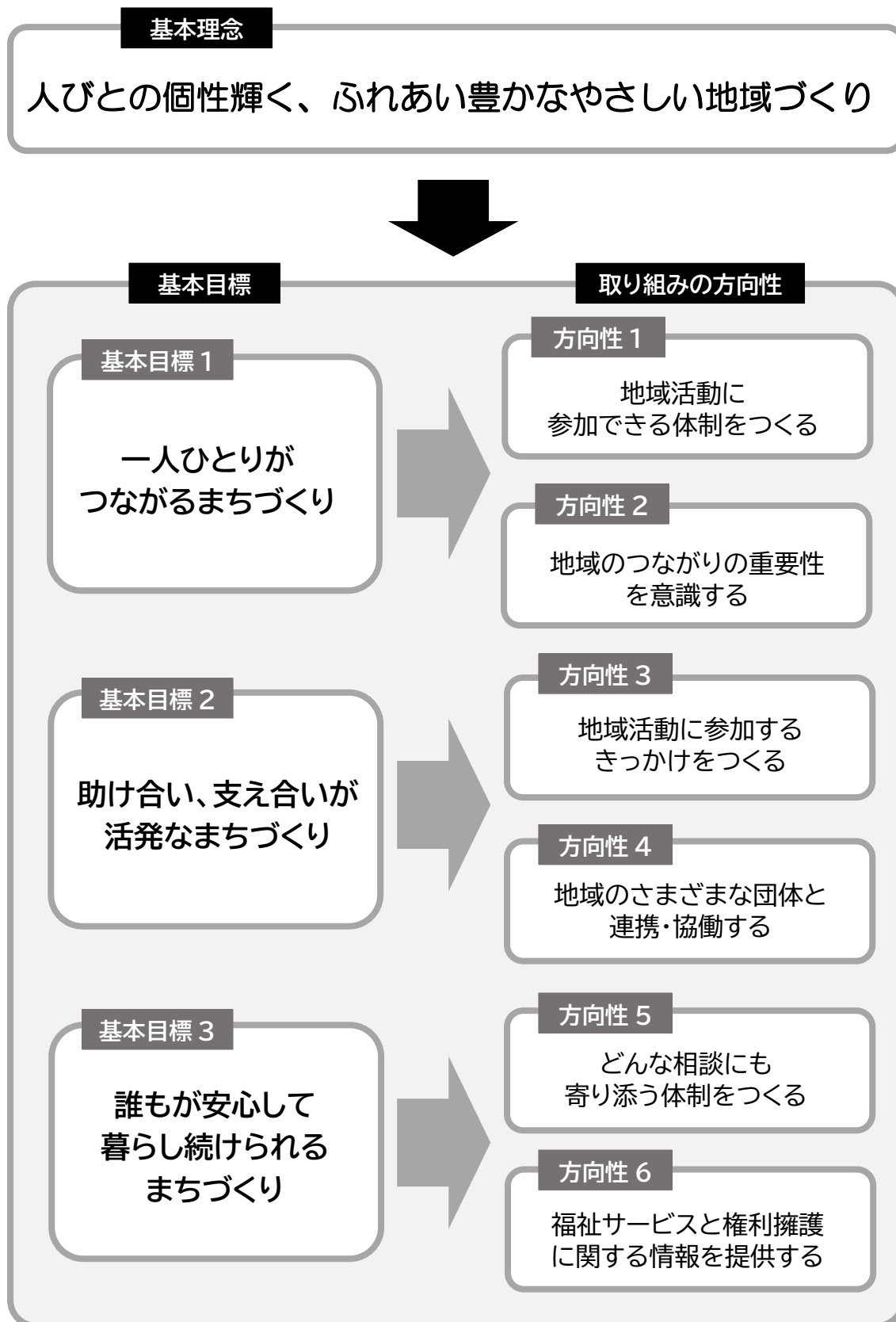
基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

福祉に関する情報提供体制や、様々な問題に対応できる相談・支援体制、適切な支援へのつなぎ、災害時の支援体制の充実、虐待防止や成年後見制度等の権利擁護、生活困窮者自立支援や子どもの貧困対策の推進等、島本町で暮らす人が安心して生活できるまちとするための仕組みづくりを進めます。

- 施策
- 1 相談支援体制の強化
 - 2 緊急時の支援の充実
 - 3 災害時の支援の充実
 - 4 福祉サービスに関する情報提供
 - 5 権利擁護と福祉サービスの推進
 - 6 住みやすい生活環境の整備

(「第4期島本町地域福祉計画」より)

3. 計画の体系



4. 計画の展開

地域福祉活動における課題を踏まえて、取り組みの方向性を6つに定め、地域が取り組むことと社協が取り組むことを以下に示します。

取り組みの方向性 1 地域活動に参加できる体制をつくる

いま地域には老老介護や社会的孤立、ひきこもりや児童虐待など複合化・複雑化した問題が多くあります。そのような生活課題を解決していくためには、自助や公助だけでは限界があり、地域で支えあっていく力が必要です。しかしその地域活動を支える担い手も高齢化の問題を抱えています。幅広い世代に、地域づくりは自分たちの課題であるという意識を醸成し、住民一人ひとりが自発的に取り組む意欲を持てるように、地域福祉活動に関する情報の周知や啓発を行ないます。

地域(住民・地区福祉委員会など福祉団体)が取り組むこと

- ◆ 広報紙、ホームページ、掲示板、相談窓口等で正確な情報を得る。
- ◆ 知りたいことや必要な情報は、町や社協に問い合わせる。
- ◆ 団体の活動内容を広報紙やチラシ等で住民にわかりやすく伝える。

社協が取り組むこと

	担当事業	具体的な取り組み	
1	広報啓発事業	情報の周知	地域福祉活動やボランティア等に関する情報を広報紙、ホームページ、各種 PR チラシ等で発信する
2	生活支援体制整備事業		ホームページの「島本町ささえ愛マップ」は最新情報を掲載する
3			地域の資源や活動できる場をささえ愛ネットワーク通信等で紹介する
4	ボランティアセンター事業		ボランティア活動に関する情報をボランティアだよりや LINE 等で発信する
5	生活支援体制整備事業	福祉の啓発	ささえ愛ネットワークで、高齢者の社会的孤立を生まない地域づくりの仕組みをつくる
6	ボランティアセンター事業		ボランティアグループや福祉団体等が学校と連携して福祉教育を進められるよう支援する

取り組みの方向性 2 地域のつながりの重要性を意識する

新型コロナウイルス感染症は住民同士のつながりに大きな影響を与えました。サロン活動などはコロナ禍で多くの制限がかかり、今までどおりの交流が出来ない状況が続いており、孤独や社会的孤立が問題となっています。高齢者、障害者、子どもなどが安心して参加でき、顔の見える関係を築くことができるように、また、住民が地域のつながりの重要性を意識して積極的に他者と交流することができるように、地域の行事やイベント等への参加を促します。

地域(住民・地区福祉委員会など福祉団体)が取り組むこと

- ◆ あいさつ運動を啓発して、顔のみえる関係をつくる。
- ◆ 社会的孤立の人に気づいたら社協に相談する。
- ◆ ご近所や知り合いに、地域で開催する行事（各種サロン・配食サービス・世代間交流事業等）を積極的に案内して参加を促す。
- ◆ 自治会、子ども会、年長者クラブ等の団体と交流会・懇親会等でつながりを深める。

社協が取り組むこと

	担当事業	具体的な取り組み	
1	ボランティアセンター事業	コミュニティ活動	住民が興味のある講座や参加しやすい研修会を開催する(パラスポーツ「ボッチャ」講座等)
2	コミュニティソーシャルワーカー配置事業		住民のニーズに対応するための地域の取り組みを支援する(スマホ相談等)
3	生活支援体制整備事業		年齢や障害の有無などに関係なく、様々な人が交流できる居場所づくりを促進する
4	各関係事業		福祉の担い手間の連携を強化するために、定期的に情報交換・情報共有を行う
5		関係づくり	団体同士が連携するために、担当事業がコーディネーター役を果たす
6	法人事業		社会福祉施設地域貢献連絡会、訪問介護事業者連絡会、他団体が協働するきっかけをつくる

取り組みの方向性 3 地域活動に参加するきっかけをつくる

地域の複合化・複雑化した課題は、公助では支援しきれないものがあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により地域のつながりが断たれて不安を感じる人もいます。社協は、家族や地域の絆の希薄化が進む中で、つながりを再構築して誰もがその人らしく住み慣れた地域で暮らすために、地域活動に参加し、地域の問題を自分のことと捉えてともに解決に向けて取り組むことができるよう地域全体で助け合い、受け手・支え手という固定した役割の関係を超えて支えあうきっかけをつくります。

地域(住民・地区福祉委員会など福祉団体)が取り組むこと

- ◆ 地域で活動している団体やボランティア等の活動内容を知る。
- ◆ 社協広報紙でボランティア募集や研修会等の情報を積極的に収集する。
- ◆ 地域で行っている団体活動や取り組みについて情報を発信する。
- ◆ あらゆる世代の人に地域活動やボランティア活動への参加をすすめる。

社協が取り組むこと

	担当事業	具体的な取り組み	
1	ボランティアセンター事業	人材確保・育成	手話・点訳・音訳・傾聴ボランティアの広報活動を通して福祉ボランティアを増やす
2			趣味や技術を活かせるボランティアを募集する
3	広報啓発事業		福祉委員やボランティアの活動に興味を持てる記事で活動者の獲得をめざす
4	コミュニティソーシャルワーカー配置事業		援助が必要な人も地域福祉の活動に参加できるように支援する
5	小地域ネットワーク活動推進事業		地区福祉委員会を対象にリーダー研修会を実施する
6	住民支え合い生活援助事業「たのむ和」		利用者のニーズに対応するために、サポーター養成講座を複数回開催して活動者を増やす

取り組みの方向性 4 地域のさまざまな団体と連携・協働する

支援を必要とするすべての人が安心して生活できるように、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が地域の問題を一緒に考え、話し合い、解決に向けて取り組みます。また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域の福祉コミュニティづくりを推進する役割や、住民と団体をつなげる役割を担っているため、住民が小地域ネットワーク活動に対する理解を深めるためのさらなる周知・啓発に取り組みます。

地域(住民・地区福祉委員会など福祉団体)が取り組むこと

- ◆ 悩みを抱えている人に気づいたら、福祉委員、民生委員児童委員や社協等に相談する。
- ◆ 虐待やDV被害を疑うときは、町や地域包括支援センターに相談する。
- ◆ 地域の問題は、地区福祉委員会、自治会、社協等と連携しながら活動する。

社協が取り組むこと

	担当事業	具体的な取り組み	
1	小地域ネットワーク活動推進事業	協働の推進	小地域ネットワーク活動の理解と普及を図る
2	コミュニティソーシャルワーカー配置事業		住民や福祉団体から支援を必要とする声を聞いて、関係事業や関係機関につなげていく
3			住民や福祉団体の問題は自立支援・地域支援の視点で関わる
4	小地域ネットワーク活動推進事業	連携強化	活動者が小地域ネットワーク会議や福祉委員研修などで事例を共有できる場をつくる
5	各関係事業		団体や施設と連携した結果、情報を共有して振り返りを行う場をつくる

取り組みの方向性 5 どんな相談にも寄り添う体制をつくる

新型コロナウイルス感染症の拡大後、生活困窮者をはじめとした困りごとを抱えている人の相談が増えています。また、8050世帯やひきこもりなど生活課題がひとつではなく複合化している人もいます。従来の制度や法の枠組みのなかでは十分に対応できない制度の狭間にある問題や、複数の分野にまたがる問題に対応するため、どんな相談にも寄り添い、社協の事業間でも連携して、解決に向けて支援する体制を強化します。また、深刻な事態になる前に対応できるよう総合相談窓口を周知します。

地域(住民・地区福祉委員会など福祉団体)が取り組むこと

- ◆ 町内にどのような相談窓口があるか、町や社協広報紙を見て把握する。
- ◆ 悩みや心配ごとを一人で抱え込まず、周囲の人に相談する。
- ◆ 相談を受けたら、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）につなぐ。
- ◆ 福祉委員、民生委員児童委員、施設や社協等が連携して、援助を必要としている人を複数人の支援者で見守る。

社協が取り組むこと

担当事業		具体的な取り組み	
1	広報啓発事業	相談支援体制の強化	総合相談窓口やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）について広報紙等で周知・啓発する
2	小地域ネットワーク活動推進事業		地区福祉委員会の活動を支援する
3	各関係事業		悩みを抱えている人を訪問する
4			相談者に寄り添い、解決につながるように関係事業・関係機関と連携しながら支援する
5	ボランティアセンター事業	災害時支援	大規模災害時には災害ボランティアセンターを立ち上げて、被災者に必要なボランティアの調整や支援を行う
6			災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行う

取り組みの方向性 6 福祉サービスと権利擁護に関する情報を提供する

福祉サービスの情報を必要とする人に情報が行き届くように、広報紙やホームページ、チラシ等を活用してきめ細やかに情報を提供します。また、誰もが自分らしく安心して暮らせるように、認知症高齢者や障害者等で配慮が必要な人への手助けや、一人ひとりの権利を守るための取り組みを行います。

地域(住民・地区福祉委員会など福祉団体)が取り組むこと

- ◆ 町・社協広報紙等の情報を必要としている人に伝える。
- ◆ ご近所で問題を抱え、生活が困窮している人に気づいたら社協等につなぐ。
- ◆ 配食サービス利用者や必要とする人に安心キットを配布し、内容を毎年更新する。

社協が取り組むこと

	担当事業		具体的な取り組み
1	生活困窮者自立支援事業	福祉サービス	町・社協広報紙、チラシ等で「生活自立相談窓口」を周知し、相談者に伴走した支援を行う
2	広報啓発事業		社協広報紙で苦情受付の窓口を周知する
3	安心キット配布事業		地区福祉委員会を通じて配食サービス利用者に安心キットを配布する
4	安心安全ネットワーク事業 「いまどこネット」		行方不明者の迅速な発見のために協力者を増やす
5	日常生活自立支援事業 「みまもーる」	権利擁護	住民や関係機関にみまもーる事業について周知する
6	広報啓発事業		住民や団体に「個人情報の適切な取り扱い」を周知する

年次計画

地域活動に参加できる体制をつくる	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
広報紙、ホームページで地区福祉委員会・ボランティア活動を PR			継続		
「島本町ささえ愛マップ」のリニューアルと更新、ささえ愛ネットワーク通信の発行			充実		
高齢者の社会的孤立を生まない地域づくり(第二地区と第四地区は実施中、R5 は第一地区、R6 は第三地区で実施)			充実		
ボランティアだよりやボランティアセンターによるグループ LINE でボランティアの活動情報を配信			充実		
気軽に立ち寄れて、相談や情報収集できる地域の居場所を確保	実施	充実			
ボランティアグループや地域貢献連絡会(小中学校版出前講座)による福祉教育の実施			継続		
地域のつながりの重要性を意識する	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
孤立の解消と心身の健康づくりを目的とした軽スポーツの普及	実施	充実			
ボランティアグループ「ボッチャの会」の組成とボッチャ講座の開催	実施	充実			
スマホ支援員の増員とスマホ相談会の開催			充実		
地区福祉委員会、いきいきサロンにおけるスマホ勉強会の開催支援			充実		
小地域ネットワーク会議で情報交換・情報共有			継続		
福祉委員対象の研修会実施			継続		
地域福祉活動計画[地区版]の策定 (R5 第四地区、R6 第一地区、R7 第二地区、R8 第三地区)			継続		
地域活動に参加するきっかけをつくる	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
各種福祉ボランティアの養成講座とスキルアップ講座の開催			継続		
趣味や特技を活かせるボランティアの募集とボランティアが活動できる場の確保			充実		
社協広報紙やホームページで、福祉委員やボランティア活動の啓発と新たな活動者を募集			充実		
福祉委員対象の小地域ネットワークリーダー研修会に参加			継続		
たのむ和サポーター養成講座の開催			充実		

地域のさまざまな団体と連携・協働する	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
小地域ネットワーク活動の事例を福祉委員会等で紹介			継続		
地区福祉委員会の配食サービス実施			継続		
地区福祉委員会の見守り訪問活動実施			継続		
地区福祉委員会の世代間交流事業実施			継続		
地区福祉委員会のいきいきサロン実施			継続		
地区福祉委員会の子育てサロン実施			継続		
安心キット配布事業の実施			継続		
島本町ボランティア情報センターと情報連携	検討	実施			

どんな相談にも寄り添う体制をつくる	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
広報紙で総合相談窓口やコミュニティソーシャルワーカー(CSW)をPR			継続		
ボランティアコーディネーター スキルアップ研修参加			充実		
コミュニティソーシャルワーカー(CSW) スキルアップ研修参加			充実		
生活困窮者自立支援事業相談支援員 スキルアップ研修参加			充実		
日常生活自立支援事業専門員・支援員 スキルアップ研修参加			充実		
福祉委員対象に災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施			継続		
職員対象に大規模災害時の初動対応訓練(BCP 発動含む)の実施			継続		

福祉サービスと権利擁護に関する情報を提供する	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
広報紙やチラシで「生活自立相談窓口」をPR			継続		
広報紙で苦情受付の窓口をPR			継続		
見守りが必要な人に「安心キット」を配布			継続		
福祉委員対象に「いまどこネット」の理解と協力依頼			充実		
広報紙で「みまもーる」事業をPR			継続		

◆ 地域福祉活動できたかな?! チェックリスト

計画を意識しながら日々の活動ができたか、定期的にチェックしましょう。また、計画の進捗状況を評価するために、このチェックリストを活用してください。



基本目標 1 一人ひとりがつながるまちづくり

評価(O、Δ、×)

1	広報紙、ホームページ、掲示板、相談窓口等で正確な情報を得ている	
2	知りたいことや必要な情報は町や社協に問い合わせている	
3	地区福祉委員会の活動内容を広報紙やチラシ等で住民にわかりやすく伝えている	
4	あいさつ運動を啓発して、顔のみえる関係をつくっている	
5	社会的に孤立している人に気づいたら社協に相談している	
6	ご近所や知り合いに、地域で開催する行事を積極的に案内して参加を促している	
7	自治会、子ども会、年長者クラブ等の団体と交流会・親睦会等でつながりを深めている	

基本目標 2 助け合い、支え合いが活発なまちづくり

評価(O、Δ、×)

1	地域で活動している団体やボランティア等の活動内容を知っている	
2	社協広報紙でボランティア募集や研修会等の情報を積極的に収集している	
3	地区福祉委員会の活動や取り組みを広報紙等で情報発信している	
4	年齢や障害にかかわらず、地域活動やボランティア活動への参加をすすめている	
5	悩みを抱えている人に気づいたら、福祉委員、民生委員児童委員や社協等に相談している	
6	虐待やDV被害が疑われるときは、町や地域包括支援センターに相談している	
7	地域の問題は、自治会や社協等と連携しながら解決している	

基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

評価(○、△、×)

1	町内にどのような相談窓口があるか、広報紙を見て把握している	
2	悩みや心配ごとを一人で抱え込まず、周囲の人に相談している	
3	ご近所から悩みごとの相談を受けたらコミュニティソーシャルワーカー（CSW）につないでいる	
4	町や社協等と連携して、援助を必要としている人を複数人で見守っている	
5	広報紙の情報を必要としている人に伝えている	
6	問題を抱え、生活が困窮している人に気づいたら社協等に相談している	
7	配食サービス利用者や必要とする人に安心キットを配布し、内容を毎年更新するように促している	

◆ 第4次島本町地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱

(目的)

第1条 この委員会は、社会福祉法人島本町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が平成28年3月に策定した第3次島本町地域福祉活動計画を踏まえ、その後継計画としてさらに地域福祉活動を推進するために、第4次島本町地域福祉活動計画（以下「第4次活動計画」という。）を策定することを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会は、第4次島本町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(組織)

第3条 この委員会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、社協政策部会、ボランティアセンター運営委員会、民生委員児童委員協議会、地域福祉を進める懇話会、社会福祉施設地域貢献連絡会で構成し、社協会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、令和4年11月22日から令和5年3月31日までとする。

(報告)

第7条 委員会の会務について委員長は、理事会に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、社協事務局で行う。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長の意見を聞き、委員

長の権限に委ねる。

附 則

この要綱は、令和4年11月22日から施行する。ただし、この要綱の施行期間は令和5年3月31日までとする。

◆ 第4次島本町地域福祉活動計画 策定委員名簿（13名）

選出区分	団体・職名	氏名	備考
社会福祉協議会 政策部会	理事	永井 由美子	委員長
	理事	中谷 美範	
	理事	横井 正子	
	理事	八田 昭雄	副委員長
	理事	原山 郁子	
	第一地区福祉委員会	長澤 芳美	
	第二地区福祉委員会	原田 光津子	
	第三地区福祉委員会	長谷 貞克	
	第四地区福祉委員会	村上 毅	
ボランティアセンター運営委員会		本間 和枝	
民生委員児童委員協議会		中本 眞智子	
地域福祉を進める懇話会		金丸 美智子	
社会福祉施設地域貢献連絡会		山崎 深	

◆ 第4次島本町地域福祉活動計画策定委員会 開催経過

	開催日	案件
第1回	令和4年11月22日	1 役員の選出について 2 第4次計画の構成について 3 第2章 アンケート調査の結果について 4 第2章 地域福祉活動の現状と課題について
第2回	令和4年12月21日	1 第2章 地域福祉活動の現状について 2 第3章 第4次計画の基本目標と体系について
第3回	令和5年1月17日	1 第2章 年次計画の実施状況について 2 第3章 計画の展開と年次計画について 3 第1章 計画策定の背景について 4 地域福祉活動できたかな?!チェックリストについて 5 用語説明について
第4回	令和5年2月14日	1 用語説明について 2 計画の構成について 3 今後の予定について

◆ 用語説明

あ	NPO	Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない民間の非営利団体のこと。
	アンガーマネジメント	1970年代にアメリカで生まれたとされている怒りの感情と上手に付き合うための心理教育、心理トレーニングのこと。怒らないことを目的とするのではなく、怒る必要のあることは上手に怒れ、怒る必要のないことは怒らなくて済むようになることを目標としている。
か	介護保険制度	介護を必要とする人を社会全体で支えるためにつくられた制度。介護を必要とする人の、少ない負担でサポートを受けられるよう、全国の市区町村が保険者(保険事業の運営主体)、そして地域に住む40歳以上の住民が被保険者となり、被保険者が納める介護保険料と税金で運営されている。
	コーディネーター	物事が円滑に行われるように、調整や進行を担当する人。
	孤独死	主に一人暮らしの者が誰にも看取られることなく、当人の住居内などで生活中的突発的な疾病などによって死亡すること。
さ	災害ボランティアセンター	被災者・被災地を主体としながら、ボランティアの協力を得て、地域の復興につなげていくことを目的とした、災害時に設置されるセンターであり、被災地での災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。
	市民後見(人)	認知症や精神障害などで判断能力が不十分になった人を支援するため、家庭裁判所から「成年後見人」として選任され、他の専門職等による成年後見人と同じ権限が与えられる地域の一般市民のこと。
	社会的孤立	家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態のこと。
	社会福祉	低所得、要扶養、疾病、心身の障害、高齢などに起因する生活上の困難や障害に対して、その解決や緩和をめざして発展させられてきた社会的な施策とそのもとにおいて展開される援助活動の総体のこと。
	社会福祉法	福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、以て社会福祉の増進に資することを目的とした法律。
	小地域ネットワーク活動	自治会等の小地域を基盤として、住民の参加と協力により、同じ地域の中で援護が必要な方々の生活を見守り、支え合っていく隣人同士の助け合い活動のこと。
	成年後見制度	知的障害者・精神障害者・認知症の高齢者など、判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることができない成人の財産管理などを支援する制度。

た	第三者委員	福祉サービスに係る苦情があったときに、社会性や客観性を確保し利用者の権利を擁護しながら、公正・中立的な第三者の立場にあるものが一定のルールに沿った方法で解決を図ることを目的としている。
	地域福祉	さまざまな生活問題をかかえている人びとが、社会資源(制度・政策、相談のための専門機関・組織・団体、福祉サービスを提供する組織、近隣住民活動)を利用しながら、地域の中で自立して主体的な選択のもとに生活していけるような状態を作り上げること、すなわち地域生活支援であり、そうした社会に組み立てること。
	地域プラットフォーム	「電車のプラットフォームのように、そこを経由すると目的地に行ける」、「みんなが乗る台、舞台」を意味し、様々な団体や個人が個性を活かしながら連携して地域福祉の問題を解決する仕組み。
	地域包括支援センター	介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える総合相談窓口。専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じており、介護保険の申請窓口も担っている。また、地域における高齢者虐待対応の中核機関である。
	DV	Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からの暴力のこと。
な	ニーズ	生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。
は	8050 問題	80 代の高齢の親が 50 代のひきこもりの子どもの生活を支える社会問題のこと。
	ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には 6 ヶ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)。
	BCP	Business Continuity Plan の略で、事業継続計画のこと。大規模自然災害や感染症の流行などといった事業継続リスクが発生した場合に、業務の中断などの被害を最小限に留め、素早い復旧を実現し事業を継続する方法について定めた計画。
	福祉教育	一人ひとりが地域の生活課題・福祉課題に気づき、共有し、その解決に向けて協働していく、“気づき”と“つながり”のプロセスのことで、子どもたちの健全な育成を進めるとともに、地域住民の学びを通じて地域福祉の推進を図る、地域に暮らす全世代を対象とした取り組みのこと。
	ペップトーク	ペップトークは、もともとアメリカでスポーツの試合前に監督やコーチが選手を励ますために行っている短い激励のスピーチのことで、「PEP」は英語で、元気・活気・活力という意味がある。シンプルでポジティブな言葉を使ったコミュニケーション。

	法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う。一般的に、法人の職員が担当者となり後見業務を行うので、担当職員が何らかの理由でその業務を行なえなくなっても、担当者変更により業務を継続できるという利点がある。
	ボランティア	一般的には「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」を指してボランティア活動と言われており、活動の性格として、「自主性(主体性)」、「社会性(連帯性)」、「無償性(無給性)」等があげられる。
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どものこと。

第4次島本町地域福祉活動計画

発行 令和5(2023)年3月

社会福祉法人 島本町社会福祉協議会

〒618-0022 大阪府三島郡島本町桜井三丁目4番1号 ふれあいセンター内

TEL 075-962-5417 / FAX 075-962-6325

ホームページ <http://www.shimasyakyo.or.jp/>